

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あらくさ（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、当法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の総額)

第3条 理事及び監事の報酬総額は、年間1,000,000円を超えない範囲で支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員等が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

- 2 理事長、副理事長、常務理事による三役会議に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員等の業務報酬)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び事業所への指導監査の立会い、運營業務へ従事したときは、別表2により報酬を支払う。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務へ従事したときは、別表2により報酬を支払う。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業所への指導監査の立会い、運営状況の指導、その他理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務へ従事したときは、別表2により報酬を支払う。
- 4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び事業所の運營業務へ従事したときは別表2により報酬を支払う。
- 5 各項の報酬について、業務に従事する時間が4時間未満の場合は、その5割とし、8時間を超える場合は、30分につき1,000円を加算するものとする。

(監事監査業務の報酬)

第6条 監事が監査の業務に従事したときは、別表3により報酬を支払う。

(出張旅費等)

第7条 出張とは、当法人の事業の実施地域以外（三次市、府中市、庄原市、神石高原町、世羅町）の場所で職務の遂行にあたったものをいう。

- 2 役員等が法人業務のため出張する場合には、別表4により報酬を支払う。

3 旅費の金額等については、当法人の旅費規程に準ずる。

(退職慰労金)

第8条 理事及び監事の退任にあたっては、別表7により、任期に応じた退職慰労金を支払うこととし、死亡等により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、当法人に重大な損害を与え、解任されたときは退職慰労金を支払わない。

2 職員を兼務していた年数は算定期間に参入しない。

3 理事長の区分については、前・元理事長にも適用する。

(報酬の支払方法)

第9条 別表1から3の役員等の報酬については、その都度現金で支払う。

別表4の役員等報酬については、出張精算が完了後2週間以内に現金で支払う。

別表5の退職慰労金については、退任後2週間以内に現金で支払う。

2 各別表の報酬は、源泉所得税控除後の金額とする。

(適用除外)

第10条 理事が職員である場合は、この規程は適用しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

これにより、平成25年5月27日より施行の役員等報酬及び費用弁償規程を廃止し、平成29年6月23日から役員等報酬規程を施行する。

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	1 日 3,000 円
評議員会出席報酬	1 日 3,000 円
三役会議出席報酬	1 日 3,000 円

別表 2 (第 5 条関係)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	1 日 10,000 円
理事業務報酬	1 日 8,000 円
監事業務報酬	1 日 8,000 円
評議員業務報酬	1 日 6,000 円

別表 3 (第 6 条関係)

名 称	報 酬
監事監査業務報酬	1 日 8,000 円

別表 4 (第 7 条関係)

名 称	報 酬
理事長	1 日 8,000 円
理事	1 日 6,000 円
監事	1 日 6,000 円
評議員	1 日 6,000 円

別表 5 (第 8 条関係)

区分 期間	理事長	理事	監事
2 年未満	0 円	0 円	0 円
2 年以上 4 年未満	20,000 円	10,000 円	10,000 円
4 年以上 6 年未満	40,000 円	20,000 円	20,000 円
6 年以上 8 年未満	60,000 円	30,000 円	30,000 円
8 年以上 10 年未満	80,000 円	40,000 円	40,000 円
10 年以上	100,000 円	50,000 円	50,000 円

※副理事長は理事に含む。